

# 情 報

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について	・・・ 2
一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について	・・・ 6
貨物自動車運送事業者行政処分状況	・・・ 12

令和7年7月23日

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

東京運輸支局  
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和7年7月23日
(2) 事業者の氏名又は名称	京浜急行バス株式会社 (法人番号: 4010401050085) 代表者 森 明裕
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 神奈川県横浜市西区高島1-2-8 (羽田営業所) 東京都大田区羽田4-1-1
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6) 違反行為の概要	令和7年4月18日及び令和7年5月16日、法令違反の疑いがあることを端緒に監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 1点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和7年7月23日

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

埼玉運輸支局  
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和7年7月23日
(2) 事業者の氏名又は名称	有限会社遠忠屋運輸 (法人番号: 2030002082429) 代表者 遠藤 光
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 埼玉県鴻巣市加美1-3-36 (本社営業所) 埼玉県鴻巣市加美1-3-36
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	道路運送法第94条第1項
(6) 違反行為の概要	令和7年5月28日、新規許可を受けたことを端緒に監査を実施。1件の違反が認められた。(1) 報告義務違反(道路運送法第94条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和7年7月23日

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

埼玉運輸支局  
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和7年7月23日
(2) 事業者の氏名又は名称	東洋タクシー有限公司 (法人番号: 2030002082791) 代表者 山岸 俊和
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 埼玉県鴻巣市本町4-1-53 (本社営業所) 埼玉県鴻巣市本町4-1-53
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	道路運送法第94条第1項
(6) 違反行為の概要	令和7年5月30日、新規許可を受けたことを端緒に監査を実施。1件の違反が認められた。(1) 報告義務違反(道路運送法第94条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和7年7月23日

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

埼玉運輸支局  
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和7年7月23日
(2) 事業者の氏名又は名称	熊谷構内タクシー株式会社 (法人番号: 9030001084634) 代表者 内田 雅彦
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 埼玉県熊谷市小島241-1 (吹上営業所) 埼玉県鴻巣市吹上本町4-14-5
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	道路運送法第23条第3項
(6) 違反行為の概要	令和7年5月28日、新規許可を受けたことを端緒に監査を実施。3件の違反が認められた。(1)運行管理者の選任解任違反(道路運送法(以下「運送法」)第23条第3項)、(2)整備管理者選任(変更)の未届出(道路運送車両法第52条)、(3)報告義務違反(運送法第94条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和7年7月23日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

東京運輸支局  
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和7年7月23日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社MGC (法人番号: 7030001059134) 代表者 竹島 美香子
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 埼玉県入間郡三芳町竹間沢361-1 (東京営業所) 東京都清瀬市下清戸5-797-5
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第68条
(6) 違反行為の概要	令和7年5月28日及び令和7年5月30日、定期的な監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運行管理補助者の届出義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第68条)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和7年7月23日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

東京運輸支局  
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和7年7月23日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社スマイルコーポレーション (法人番号: 3030001067289) 代表者 馬場 由美子
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 埼玉県越谷市レイクタウン1-18-19 (東京営業所) 東京都足立区六木1-10-2
(4) 行政処分等の内容	処分日車数40日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.(6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項
(6) 違反行為の概要	令和7年5月12日、定期的な監査を実施。3件の違反が認められた。(1)点呼の記録義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第24条第5項)、(2)業務の記録の記録事項の不備(運輸規則第25条第2項)、(3)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 4点 当該事業者の累積点数 9点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和7年7月23日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

東京運輸支局  
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和7年7月23日
(2) 事業者の氏名又は名称	西郡観光バス株式会社 (法人番号: 7013101004416) 代表者 山口 寿昭
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都西多摩郡檜原村字本宿513 (昭島営業所) 東京都昭島市中神町3-7-21
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6) 違反行為の概要	令和7年5月20日、法令違反の疑いがあることを端緒に監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和7年7月23日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

埼玉運輸支局  
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和7年7月23日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社グローバルジャパン (法人番号：8030001058564) 代表者 川村 照夫
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 埼玉県川越市大字吉田1047 (本社営業所) 埼玉県入間郡毛呂山町大字市場字上西ヶ谷1038-4
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2第1項
(6) 違反行為の概要	令和6年11月12日、定期的な監査を実施。4件の違反が認められた。(1)運送引受書の記載事項の不備(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(2)点呼状況の録音及び録画記録義務違反(運輸規則第24条第6項)、(3)アルコール検査状況の写真記録義務違反(運輸規則第24条第7項)、(4)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和7年7月23日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

埼玉運輸支局  
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和7年7月23日
(2) 事業者の氏名又は名称	TODOROKI TRAFFIC株式会社 (法人番号: 4030001000554) 代表者 和田 浩明
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 埼玉県さいたま市見沼区大字深作944-1 (本社営業所) 埼玉県さいたま市見沼区大字深作944-1
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第45条
(6) 違反行為の概要	令和7年4月21日、定期的な監査を実施。1件の違反が認められた。(1)定期点検整備等の未実施(旅客自動車運送事業運輸規則第45条)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和7年7月23日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

埼玉運輸支局  
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和7年7月23日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社東埼玉観光バス（法人番号：1030001031528） 代表者 内藤 秀夫
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 埼玉県幸手市大字上吉羽1064-4 (本社営業所) 埼玉県幸手市大字上吉羽1064-4
(4) 行政処分等の内容	処分日車数20日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.(6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6) 違反行為の概要	令和7年4月24日、定期的な監査を実施。3件の違反が認められた。(1)健康状態の把握義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第5項)、(2)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(3)報告義務違反(道路運送法第94条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 2点 当該事業者の累積点数 2点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

貨物自動車運送事業者行政処分状況(令和7年6月分)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	主たる事務所の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	左記の行政処分点数
20250603	武州運輸 株式会社(法人番号9030001055494)代表者:市川 尚孝	埼玉県川越市大字今成4-19-17	本社	埼玉県川越市大字今成4-19-17	事業停止3日間、輸送施設の使用停止(175日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3	酒気帯び運転があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和6年2月15日及び同年同月19日、監査を実施。12件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)業務記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(4)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(5)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(6)高齢運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(7)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(8)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(9)運行管理者の講習受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項)、(10)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)、(11)事業計画事前届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項)、(12)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	18	18
20250603	有限会社 荒井商運(法人番号9040002086661)代表者:荒井 利尚	千葉県香取市佐原イ1904	本店	千葉県香取市佐原イ1904	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	死亡事故を引き起こしたことを端緒として、令和7年1月16日、監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0
20250610	有限会社 丸新運輸(法人番号3010002025108)代表者:桑山 佳美	東京都中央区日本橋茅場町1-9-2	本社	東京都中央区日本橋茅場町1-8-2	輸送施設の使用停止(110日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和6年4月16日及び同年同月25日、監査を実施。6件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)業務記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(3)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(4)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(5)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)、(6)事業の適確な遂行に係る遵守事項のうち損害賠償の支払い能力確保義務違反(貨物自動車運送事業法第24条の4、貨物自動車運送事業法施行規則第14条第3号)	11	11
20250610	株式会社 ファーストライン(法人番号3130001041531)代表者:早川 雅也	京都府福知山市三和町芦洲347	東京	千葉県市川市南大野3-22-10 101号室	輸送施設の使用停止(20日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	労働局からの通報を端緒として、令和6年8月21日、監査を実施。2件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の記録義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)	2	2
20250617	大聖運輸 株式会社(法人番号4050001039582)代表者:戸井田 治久	茨城県那珂市菅谷4528-11	本社	茨城県那珂市菅谷4528-11	輸送施設の使用停止(245日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項	労働局からの通報を端緒として、令和5年10月11日、同年10月12日、同年11月9日、同年11月27日及び同年12月1日、監査を実施。12件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(4)点呼記録の保存義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(5)業務記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(6)業務記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(7)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(8)運行記録計による記録の不実記録(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(9)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(10)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(11)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の5)、(12)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)	25	25

貨物自動車運送事業者行政処分状況(令和7年6月分)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	主たる事務所の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	左記の行政処分の点数
20250617	高津戸建設工業 株式会社 (法人番号 2020001029935) 代表者: 高津戸 貴	神奈川県横浜市港南区野庭町514-1	本社	神奈川県横浜市港南区野庭町514-1	輸送施設の使用停止 (40日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5	重傷事故があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和6年9月10日、監査を実施。7件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)運転者台帳の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(3)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(4)事故惹起・高齢運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(5)事故惹起・初任・高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(6)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の5)、(7)事業の適確な遂行に係る遵守事項のうち社会保険等未加入(貨物自動車運送事業法第24条の4、貨物自動車運送事業法施行規則第14条第2号)	4	4
20250624	有限会社 ビア(法人番号 1040002052175) 代表者: 小林 幹夫	千葉県柏市豊四季130-47	本社	千葉県柏市豊四季130-47 サンハイツ102	輸送施設の使用停止 (230日車)、輸送の安全確保命令	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和6年4月30日及び同年5月29日、監査を実施。11件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(4)業務記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(5)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(6)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(7)高齢運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(8)初任・高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(9)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(10)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の5)、(11)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)	23	23
20250624	有限会社 神世運輸(法人番号 7020002026134) 代表者: 吉野 徹	神奈川県横浜市旭区西川島町36-7	本社	神奈川県横浜市旭区中白根3-19-10	輸送施設の使用停止 (165日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項	重傷事故があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和5年11月29日及び同年12月22日、監査を実施。10件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(4)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(5)業務記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(6)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(7)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(8)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(9)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(10)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の5)	17	17

貨物自動車運送事業者行政処分状況(令和7年6月分)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	主たる事務所の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	左記の行政処分の点数
20250624	有限会社 三豊運輸(法人番号1011402004033)代表者:小松 雪恵	東京都板橋区徳丸3-35-9	入間	埼玉県入間市大字寺竹1192-1	輸送施設の使用停止(120日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和6年5月24日及び同年6月19日、監査を実施。15件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(4)点呼記録の保存義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(5)業務記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(6)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(7)運転者台帳の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(8)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(9)初任・高齢運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(10)初任・高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(11)異常気象時等における措置違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第11条)、(12)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(13)運行管理者の選任届出違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第19条)、(14)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)、(15)事業計画事前届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項)	12	12
20250624	有限会社 三幸商事(法人番号4021002048377)代表者:小泉 幸伸	東京都葛飾区水元5-11-14	本社	東京都葛飾区水元5-11-14	輸送施設の使用停止(110日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項	無免許運転があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和6年6月21日及び同年7月24日、監査を実施。12件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(4)業務の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(5)業務記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(6)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(7)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(8)初任運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(9)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(10)運行管理者の解任届出違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第19条)、(11)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)、(12)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	11	11
20250624	関根運輸 有限会社(法人番号1030002122210)代表者:関根 幸男	埼玉県秩父郡皆野町大字皆野1880-5	本社	埼玉県秩父郡皆野町大字皆野字下富沢1824-1	輸送施設の使用停止(50日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	死亡事故があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和6年7月9日、監査を実施。4件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(4)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)	5	5
20250624	株式会社 アイエヌライン(法人番号2290801015612)代表者:奈賀 幾次郎	福岡県築上郡吉富町大字直江656-1	埼玉	埼玉県坂戸市芦山町12-4	輸送施設の使用停止(40日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	妨害運転があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和6年2月21日、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	4	4

貨物自動車運送事業者行政処分状況(令和7年6月分)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	主たる事務所の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	左記の行政処分の点数
20250624	吉藤運送 株式会社(法人番号2050001021690)代表者:吉藤 紀夫	茨城県行方市手賀4497-2	本社	茨城県行方市手賀4497-4	輸送施設の使用停止(40日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	死亡事故があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和6年9月13日及び同年10月23日、監査を実施。7件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(4)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(5)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(6)事故惹起運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(7)事故惹起運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)	4	4
20250625	日本郵便 株式会社(法人番号1010001112577)代表者:千田 哲也	東京都千代田区大手町2-3-1	高輪郵便局 他 計26郵便局	東京都港区三田3-8-6 他 計26郵便局	事業許可の取消し	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年4月25日から同年5月22日までの間に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)	197	197

注1 事業者点数は、関東運輸局の管轄区域での累計です。

注2 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について3.(4)但し書き参照)